

## 会津高校「いじめ即応チーム」

### 【目的】

- ① 日常的な情報交換・共有
- ② 生徒に関する情報の集約化・一元化
- ③ 構成員を中心とする横断的な生徒観察・生徒理解
- ④ いじめに関する情報とその対応の時間差をなくし、迅速に対応方針を決定する

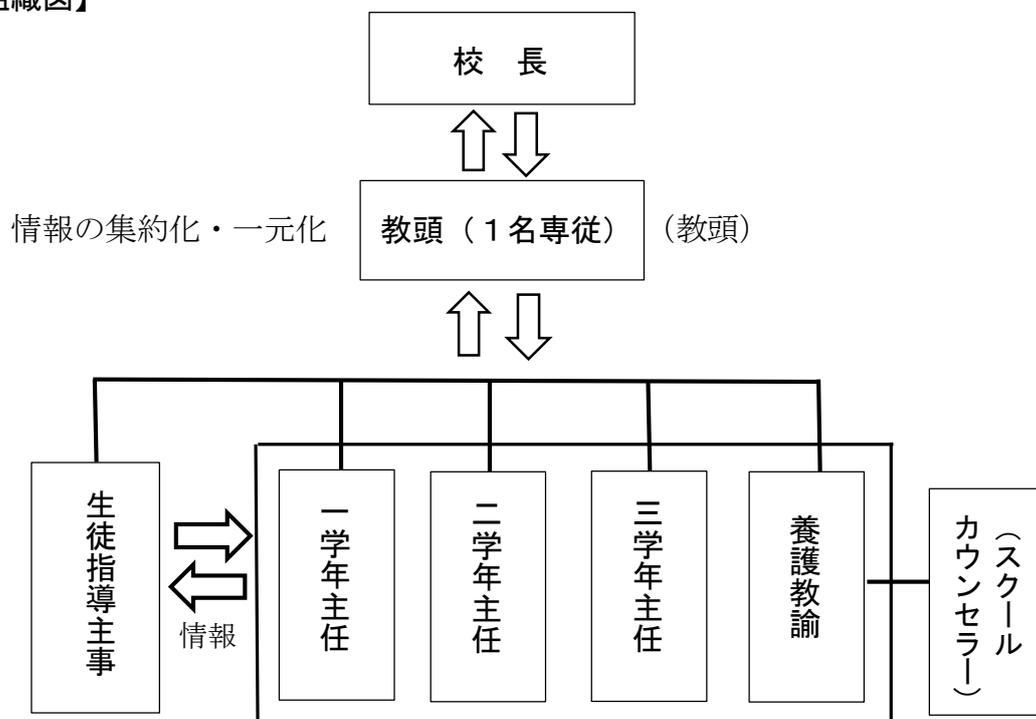
### 【構成員】

学校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等

### 【定例会議の開催】

毎月1回、運営委員会終了後に「いじめ即応チーム会議」を開催

### 【組織図】



### 全ての教職員

- 生徒に関するささいな兆候や懸念、生徒からの訴えについては、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て本チーム構成員に報告・相談する。また、これを怠ることは法第23条第1項の規定違反になり得ることに留意する。
- 本「いじめ即応チーム会議」をはじめ、「いじめ防止のための会議」、各部会・学年会等において、いじめに係る情報を日頃より適切に記録する。
- いじめの「解消された状態」とは、次の二つの要件が満たされていることが必要。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること。目安は3か月。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことただし、①②が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。